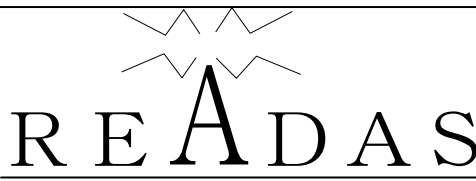


第 4718 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 4月26日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 親子間の金銭の無償貸付け

Q：親子間でお金をただで貸したら、贈与税がかかることもありますか？

A：場合によっては、贈与税がかかることもあります。

【解説】

金銭消費貸借契約には、利息付消費貸借契約と無利息消費貸借契約がありますので、ただでお金を貸すという契約は成立します。

次に利息ですが、これについては、次のように取り扱われています。

- ①利息の支払いに関する約定の定めがあるものは、その約定による利息とする。
- ②①以外で商人間の取引である場合は、商事法定利率(年6%)による。
- ③①以外で商人間以外の取引である場合は、民事法定利率(年5%)による。

ところで、贈与についてですが、相続税法では、対価を支払わないで又は著しく低い価額の対価で利益を受けた場合には、その受けた利益の価額に相当する金額をその受けさせた者から贈与により取得したものとみなして贈与税を課税することとしています。

したがって、原則としては、贈与税の対象になるのですが、受贈額が少額であるときや課税上弊害がないときには、強いて贈与税の課税対象にしないでよいこととしていますので、無償で貸付けをする場合には、この辺り(返済の能力の有無、借入れの理由、返済が条件どおり行われているか、経済的利益の額など)がクリアできているかをよく検討しておく必要があるかと思えます。

